

## 中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 姫路地域雇用開発協会（以下「協会」という。）は、姫路市の若年者のU J I ターンによる就職を促進するため、県外からのU J I ターンにより従業員を雇用した中小企業に対して、姫路市（以下「市」という。）と連携して予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に登録することをいう。
- (2) U J I ターン者 定住する意思をもって兵庫県外から姫路市に転入して住民登録をした者をいう。
- (3) 常用労働者 雇用期間の定めがなく雇用される労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用される労働者のうち、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上であるパートタイム労働者を含む。）をいう。

(中小企業の範囲)

第3条 この要綱において、中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者とする。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）、ソフトウェア業及び情報処理サービス業並びに旅館業については、次の表のいずれかの要件を満たす事業者とする。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当するものは、中小企業に含まない。

- (1) 国又は地方公共団体が出資している会社

- (2) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく弁護士法人、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）に基づく監査法人、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に基づく税理士法人、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）に基づく行政書士法人、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）に基づく司法書士法人、弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）に基づく特許業務法人、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 69 号）に基づく社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）に基づく土地家屋調査士法人
- (3) 自らの会社より資本金の額又は出資総額が大きい会社から一定の割合で出資を受けていることなどにより、特定の会社の支配下にあると、協会会長（以下「会長」という。）が認める会社

（助成対象企業）

第 4 条 助成金の支給対象者（以下「助成対象企業」という。）は、姫路市内に本社又は主たる事業所（正社員の採用、社員の給与等勤務条件の決定権限を有する部署がない登記簿上だけ所在するものは除く。）を置く中小企業であること。

- 2 就職支援サイト「JOB 播磨」に掲載された企業であること（交付決定の日までに掲載されている企業であること）。
- 3 前項の規定にかかわらず、労働関係法令に違反している又は暴力団と関わりがある等、助成金を交付することが適切でないと思われる場合は、助成対象企業としない。

（助成対象とする新規雇用者の範囲）

第 5 条 助成対象とする新規雇用者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 兵庫県外に 6 カ月以上在住し、修学していたもの又は兵庫県外に 6 カ月以上在住し、直近の就業先が県外の事業所に就労していた者で、姫路市に転入して住民登録をしたもの。
  - ※ 出入国管理及び難民認定法で定められた就労が認められる在留資格のうち、いわゆる「専門的・技術的分野」の在留資格を有した者は助成対象とするが、技能実習生及び特定技能は対象外とする。
- (2) 申請日の属する年度末（3 月 31 日）において、年齢が 35 歳未満であること。
- (3) 6 ヶ月以上雇用されること。
- (4) 助成金の交付申請から実績報告に至る期間に姫路市内の事業所に配属されていること（市外の事業所に異動になった場合は対象外）。
- (5) 助成対象者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

(助成金額)

第6条 助成金額は、助成対象者1名につき10万円とし、一つの助成対象企業が一つの年度内に助成を受けられる対象者は、3名までとする。

(事業実施期間)

第7条 本事業の実施期間は、雇用情勢等を鑑み、市と協議のうえ、会長が決定する。

2 令和5年度以降の第1条に規定する市との連携にかかる取扱いについては、市と協会の協議により決定する。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象企業は、中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、協会が定めた日までに提出しなければならない。

- (1) 中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業計画書(様式第2号)
- (2) 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書※発行日が6ヶ月以内(写し可)
- (3) 助成対象者との労働条件等を明示した雇用契約書等の写し
- (4) 助成対象者の住民票の写し
- (5) 会社概要が分かる資料(パンフレット等)
- (6) 助成対象者が採用前に兵庫県外に居住していたことを証明できる書類の写し(前住所の賃貸借契約書など)
- (7) 助成対象企業が姫路市税に滞納がないことを証明する書類又は確認等できる書類
- (8) その他会長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第9条 協会は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査を行い、助成金を交付すると認めたときは、中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(助成事業の変更、中止又は廃止)

第10条 前条の交付決定通知を受けた助成対象企業は、第1号に掲げる変更を行おうとする場合は、中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、第2号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を協会に提出しなければならない。

- (1) 新たな従業員を助成対象者として申請する場合

(2) 助成事業の中止又は廃止

- 2 協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金交付決定内容変更承認通知書（様式第6号）又は中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知する。

(実績報告)

第11条 前2条による決定通知を受けた助成対象企業は、助成事業が完了したとき（助成事業が完了する前であっても、助成金の額が確定したと会長が認める場合を含む。）は、中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、協会が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 助成対象者の賃金台帳の写し
- (2) 助成対象者の出勤簿等勤務実績を確認できる書類の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(額の確定及び助成金の交付)

第12条 協会は、前条の報告に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金額確定通知書（様式第9号）により、当該助成対象企業に通知する。

- 2 協会は、確定した助成金の額が第9条（第10条第2項の規定により変更された場合）にあつては、同項の規定により通知された金額）による交付決定額と同じ場合は、前項の規定による通知書を省略することができる。
- 3 助成金の交付は、第1項の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、助成対象企業からの請求（様式第10号）により行う。

(交付決定の取消)

第13条 協会は、助成金の交付決定を受けた助成対象企業が虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合又は助成金の交付決定後にこの要綱に反するなど不適當な事実が発生した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 協会は、前項の取消を行ったときは、中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該助成対象企業に通知する。

(助成金の返還)

第14条 協会は、前条第1項の取消を決定した場合において、助成事業の取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日から15

日以内の期限を定め、当該助成金の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、その期限を延長することができる。

(遅延利息等)

第 15 条 前条の規定により助成金の返還を命じられた助成対象企業は、その命令に係る助成金受領の日から返還に係る金額の納付日までの日数に応じ、当該返還金の額につき年 2.7 パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(帳簿等の保管)

第 16 条 協会及び助成金の交付を受けた助成対象企業は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後、5 年間保管しておかななければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、市と協議の上、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。